

令和7年8月19日（火）

令和7年9月発行の銀行等引受債の見積合わせについて

本県では、令和7年9月の銀行等引受債発行にあたり、下記のとおり見積合わせを実施しますので、引受可能と判断される場合には、別紙見積書を提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 見積合わせ一覧

| 見積合わせ 番号 | ① | ② |
|-------------|---|---------------|
| 発行額 | 30億円 | 30億円 |
| 償還期間 | 5年（うち据置期間3年） | 10年（うち据置期間3年） |
| 償還期限 | 令和12年9月30日（月） | 令和17年9月28日（金） |
| 引受期日 | 令和7年9月30日（火） | |
| 償還方式 | 半年賦元金均等償還（半期2%）、償還期限に残額を償還 ※ 別紙償還予定表参照 | |
| 利率 | 固定金利 | |
| 発行形式 | 証書借入又は証券発行 | |
| 用途 | 令和7年度事業資金 | |

2 見積の内容

(1) 金額及び利率の提示

別紙見積書により、引受金額及び引受期日の貸付実行利率（発行者利回り）を提示してください。

見積合わせごとに、1区分当たりの最低提示金額を5億円とし、1社当たりの提示上限額を30億円とします。なお、提示金額は5億円単位としてください。

(2) その他

手数料が必要な場合には、年利換算したものを手数料欄に記入の上、手数料込みの最終利率（提示利率）により提出してください。（手数料は、引受・募集委託・元利支払・証券保管振替機構新規記録の各種手数料や債券譲渡にかかる仲介手数料など、一切の手数料相当経費を含むものです。）

また、証券発行の場合は、上記手数料を除いた表面利率を併せて記入してください。

見積書提出後の手数料及び表面利率の変更は認められません。

3 引受金融機関の決定方法

低い利率から順に発行予定額に達する利率（落札最高利率）までを落札とし、提示された利率で引き受けていただきます。なお、落札最高利率の引受額が発行予定額を超過した場合は、原則として、超過額を応札額から減額することとします。この場合、落札最高利率の提示が複数の場合は、応札額に応じた按分比率（必要残額／落札最高利率での応札額合計）を算出し、個々の応札額に按分比率を乗じた額を落札に係る引受額とします。（1億円未満を切捨てとし、端数が生じた場合には落札最高利率のうち最大の額を提示した金融機関に上乘せします。）

(注)

- ・ この見積合わせでは、上記の方法で引受会社を決定しますが、提示された条件によっては、契約を締結しないことがあります。
- ・ 証書借入の場合の債権譲渡（譲渡に限ります。）は可能です。ただし、事前に県の承認を得る必要があります。
- ・ 証券発行を希望する場合は、希望受託会社を記入してください。
- ・ 次の金融機関は、本県の発行、支払代理人として(株)証券保管振替機構に登録済です。
〔(株)百十四銀行、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行〕
受託会社として、上記の金融機関以外の受託会社を希望される場合は、令和7年8月27日（水）17時までにFAX又は電子メールで連絡してください。
- ・ 証券発行の場合の発行価格は100円とします。

4 見積書提出期限等

令和7年9月5日（金）11時30分

別紙見積書によりFAX又は電子メールで提出するとともに確認の電話をお願いします。

5 結果の御案内

引受をお願いする金融機関には、速やかに電話又は電子メールで御連絡いたします。
なお、事情により結果の連絡が遅れる場合には、その旨あらかじめ御連絡いたします。

6 参加資格

見積合わせには、次のいずれかを満たす金融機関が参加できるものとします。

- ① 香川県内に本支店を有する金融機関
- ② 国債の入札資格を有する金融機関
- ③ 日本国の地方自治体の銀行等引受債を直接引受した実績のある金融機関

※ 上記③に該当する場合は、引受等の実績が確認できる書類を見積合わせ実施日の前日までに提出してください。

7 その他

- ・ 債権譲渡は、事前に本県の書面による承認を得る必要があります。
- ・ 元利償還金の支払については、最初の利払日の10営業日前までに申出があった場合に限り債権譲渡を受けた金融機関に対して行うこととし、それ以降の変更は認めません。
- ・ 元利償還金等の海外送金には一切応じません。
- ・ 事務の円滑化を図るため、契約書のひな形を8月29日（金）までに事前提出願います。
※なお、以前の見積合わせの際に一度提出いただき、その内容と変更がない場合は、事前提出は不要とします。
- ・ 以上の内容については、見積合わせ実施までに変更することもありますので、御留意ください。

【連絡先】

| | |
|-------|------------------------------|
| 担 当 | 香川県政策部予算課 予算・財源グループ 有岡 祐貴 |
| 電 話 | 087-832-3034 |
| F A X | 087-806-0234 |
| メー ル | es4501@pref.kagawa.lg.jp |